

# 三島市屋外広告物条例案

パブリックコメント用資料

三島市

平成23年6月1日～平成23年6月30日

## 三島市屋外広告物条例の制定について

### 1 屋外広告物条例制定の理由と背景

- ・屋外広告物は私たちの生活に必要不可欠なものになっています。しかし、無秩序な掲出は良好な街の景観や自然の風致を損なったりするほか、見通しを妨げて交通安全上の問題を引き起こしたり、老朽化したものの倒壊等で人々に危害を与えたりする危険性もあります。そのため、屋外広告物の掲出については屋外広告物法と静岡県屋外広告物条例によって一定のルールが設けられています。
- ・三島市では静岡県からの権限委譲を受けて、平成11年から屋外広告物に関する許可事務を行っています。その後、平成18年に景観行政団体になったことで、地域の状況を踏まえて市独自の条例を定めることができるようになりました。また、平成21年には景観法に基づく景観計画を定めて、この中で屋外広告物に関する方針を定めています。
- ・これらの経緯を踏まえて、この度、三島市屋外広告物条例を定めることになりました。その目的は、三島市の現状を踏まえた適正な規制を行うことで、景観計画とともに湧水やせせらぎ、楽寿園や三嶋大社、富士山の眺望など当市の優れた自然的・歴史的景観の保全を進め、市内全域にわたるさらに優れた景観の形成につなげていくことです。

### 2 三島市屋外広告物条例制定への流れ

- 平成11年 屋外広告物許可に関する事務が静岡県から三島市に権限委譲される。
- 平成16年 屋外広告物法の改正により、景観行政団体である市町村で独自の屋外広告物条例の制定ができるようになる。
- 平成18年 三島市が景観行政団体になる。
- 平成21年 景観法及び三島市景観条例に基づく三島市景観計画が制定される。
- 平成22年 屋外広告物条例制定の庁内検討。
- 平成23年 屋外広告物条例案の検討内容を景観審議会に報告。  
パブリックコメントの実施。  
屋外広告物条例案を景観審議会で審議（予定）。  
三島市議会へ上程（予定）。
- 平成24年 三島市屋外広告物条例の施行（予定）

### 3 三島市屋外広告物条例（案）の特徴（静岡県屋外広告物条例からの主な変更点）

#### （1）規制地域の変更

従来、規制対象外の地域が存在しましたが、市内全域を規制地域とすることで、規制対象外の地域をなくします。

また、現在工事中の東駿河湾環状道路の塚原インターチェンジから函南塚本インタ

ーチェンジまでの沿線を、開通済区間の沿線と同様、第2種特別規制地域にします。

(2) 許可期間の変更

従来、許可期間は2年以内が原則でしたが、これを3年以内とします。

(3) 許可基準の変更

広告物の個別の許可基準は、実態を踏まえて規制を強化します。

- ①主要道路の沿線は、野立の一般広告物の掲示を禁止します。
- ②屋上広告物は、高さ、面積、形状の規制を強化します。
- ③従来基準がなかった広告幕の基準を追加します。
- ④野立の案内広告物、一般広告物は、相互間距離の規制を追加します。
- ⑤5者以上の連合看板は、規制を一部追加します。

(4) 非営利目的の簡易広告物

非営利目的の簡易広告物（はり紙・はり札・のぼり・立看板等）のうち、一定の条件を満たすものは、許可不要とします。

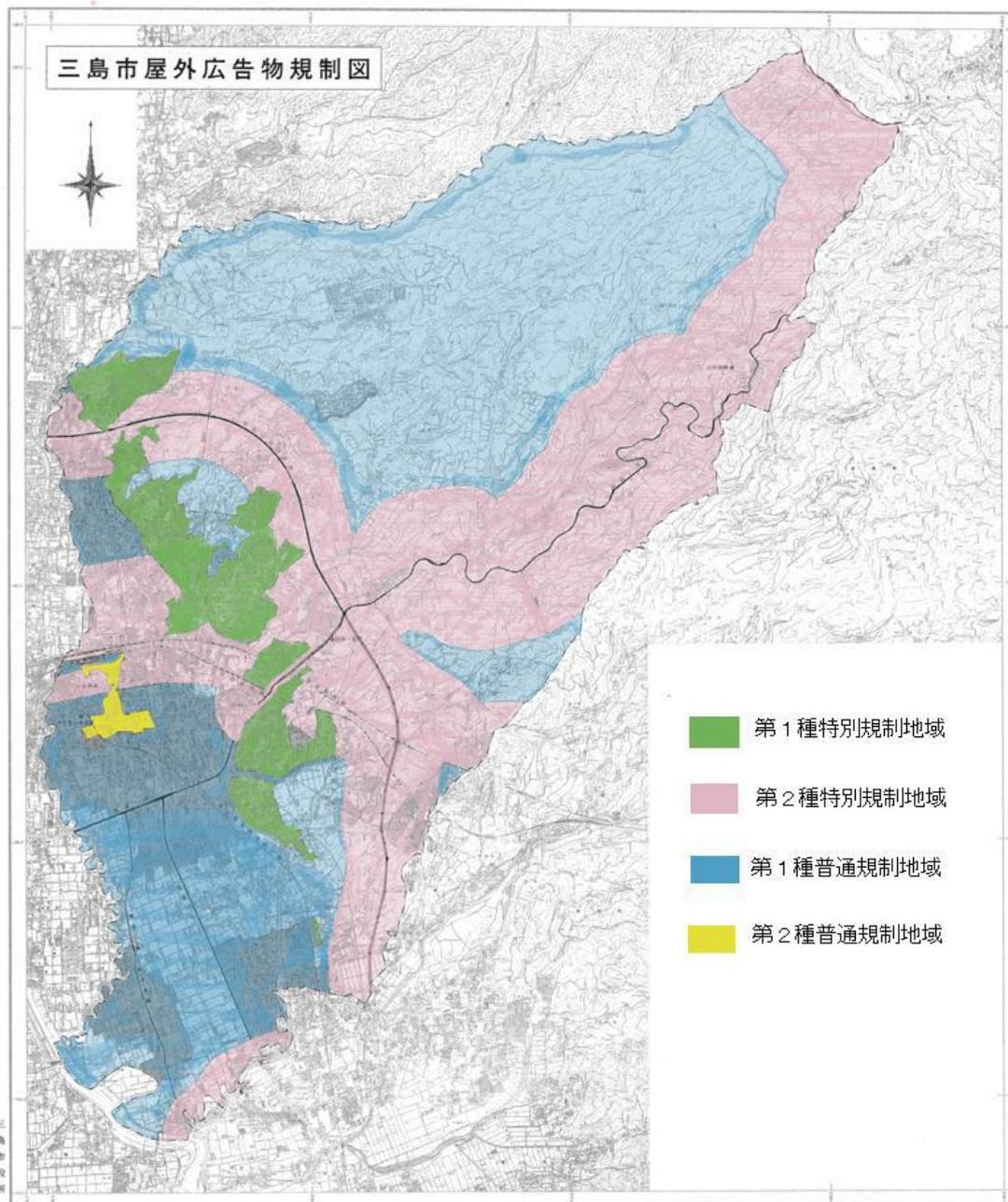
4 三島市屋外広告物条例（案）の概要

(1) 規制地域

市内を以下の4つの規制地域に分けています。

特別規制地域	原則として広告物の表示、設置を禁止している地域	第1種特別規制地域	良好な住宅地が形成された地域や、自然環境・歴史環境の保全が望まれる地域で、最も規制が厳しい地域。	↑ 規制が厳しい          ↓ 規制が緩い
		第2種特別規制地域	新幹線沿線や国道1号、東駿河湾環状道路沿線など、広告物が集中するおそれの高い地域や、都市公園や学校などの公共性の高い敷地で、規制が厳しい地域。	
普通規制地域	原則として広告物の表示、設置に許可が必要な地域	第1種普通規制地域	特別規制地域と第2種普通規制地域以外の地域で、標準的な規制を定めている地域。	
		第2種普通規制地域	商業活動が活発な地域で、規制が緩和されている地域。	

規制地域は、下記の参考図のようになります。 ※本図は概要を示したものです。



## (2) 許可基準

許可基準は、別表のとおりです。

## (3) 許可期間

原則として3年以内とします。ただし、はり紙、はり札、のぼり、立看板については、30日以内とします。許可期間の満了後も引き続き広告物を掲示する場合は、許可の更新手続きができます。

#### (4) 適用除外

以下に該当する屋外広告物は、許可不要で掲出ができます。

<主なもの>

- ①自家広告物（自己の住居、事業所等に自己の名称や営業内容等を表示するもの）  
で合計面積が特別規制地域 5 m<sup>2</sup>、第 1 種普通規制地域 10 m<sup>2</sup>、第 2 種普通規制地域 20 m<sup>2</sup>以内のもの。
- ②道路標識など、法令の規定により表示又は設置するもの。
- ③国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示又は設置するもので、一定の基準を満たすもの。
- ④公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等。
- ⑤町内会・自治会が設置する掲示板等で一定の基準を満たすもの。
- ⑥冠婚葬祭など、一時的なもので一定の基準を満たすもの。
- ⑦催事などのために会場敷地内に表示するもので、一定の基準を満たすもの。
- ⑧非営利目的の簡易広告物（はり紙・はり札・のぼり・立看板）で、一定の基準を満たすもの。

#### (5) 禁止物件

以下の物件には、原則として屋外広告物を表示できません。

<主なもの>

街路樹、信号機、道路標識、道路上の柵（ガードレール）、石垣、擁壁、  
消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、道路の路面 など

また、電柱、街灯柱などには、簡易広告物（はり紙・はり札・のぼり・立看板）を掲出することはできません。

#### 5 屋外広告物とは（参考）

屋外広告物法では「屋外広告物」を以下の 4 つの要件を満たすものとして定義しています（屋外広告物法第 2 条）。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの  
…街頭で配られるビラやチラシなどは含まれません。
- ②屋外で表示されるもの  
…自動車や建物の内側に表示されるものは含まれません。
- ③公衆（不特定多数の人）に表示されるもの  
…駅の改札口の内側や、野球場の中などに表示されるものは含まれません。
- ④看板・立看板・はり紙・はり札や、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出、表示されたものやこれらに類するもの